

税の申告

平成28年1月1日現在、阿蘇市内に住所を有する方は、平成27年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、3月15日までに住民税申告または所得税の確定申告をしなければなりません。

受付期間

2月16日 火 から
3月15日 火 まで

(受付時間) 午前9時から午後4時まで※午前8時30分開場

所得税の確定申告も、この日程で受け付けます。一の宮会場・阿蘇会場では、e-Tax（国税電子申告・納税システム）がご利用いただけます。

- 日程は、混雑を防ぐため、昨年の申告状況や各行政区の申告者の所得分布などにより、1日の受付人数に偏りがでないように調整させていただいております。
- 指定日にお越しいただくことが困難な場合は、指定日近辺の午後にお越しください。

月 日	会場	対象となる行政区	
2月16日 火	【波野会場】 波野支所 西側会議室	檜木野、赤仁田、小園、小地野、笹倉、坂の上	
2月17日 火		大道、立塚、横堀、遊雀、中道、山崎、仁田水、中江、滝水	
2月18日 水	【阿蘇会場】 内牧支所 大会議室	内牧1区、内牧2区、成川、小里	
2月19日 木		内牧3区、内牧4区、内牧5区、南宮原、湯浦、西湯浦	
2月22日 日		深葉、西小園、折戸、宇土、浜川、鷲の石、原の口、山田	
2月23日 月		小倉、西小倉、小池、黒流町、今町、下の原、新村、小野田町、本村、茗ヶ原	
2月24日 火		南黒川、元黒川、北黒川、上西黒川	
2月25日 水		下西黒川、黒川千丁、跡ヶ瀬、赤水	
2月26日 木		乙姫、枳	
2月29日 日		永草、車帰、的石	
3月1日 月		狩尾1区、狩尾2区、狩尾3区	
3月2日 火		【一の宮会場】 本庁北側別館大会議室	道尻、下役犬原、上役犬原、竹原
3月3日 水			西町、蔵原、東黒川、坊中
3月4日 木	古城1区、古城2区、古神1区、古神2区、古神3区		
3月7日 日	古城3の1区、古城3の2区、古城4区、分1区、分2区、分3区		
3月8日 月	古城5の1区、古城5の2区、古城6区、古城7区、塩塚		
3月9日 火	古閑、神石、福岡、上町、東仲町、西仲町、下町、桜町、福原、豆札		
3月10日 水	馬場、原口、上井手、下井手、中原、西井手、上西河原、下西河原、上東下原、下東下原		
3月11日 木	西下原、片隅、荻の草、舞谷、西1区、西2区、西3区		
3月14日 日	東1区、東2区、東3区		
3月15日 月	町1区、町2区、北1区、北2区		

※申告期間中、指定した会場以外（税務課窓口など）での受付はできませんので、あらかじめご了承ください。

申告受付会場に持参するもの

1 印鑑

2 所得の計算に必要なもの

〔営業等所得、農業所得または不動産所得〕

収支内訳書、売上帳、仕入帳、通帳、領収書、帳簿など、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける場合は、肉用牛売却証明書

〔給与所得・雑所得(公的年金など)または退職所得 給与所得などの源泉徴収票

〔一時所得〕

個人年金や生命保険などの満期や一時金、解約があった場合は、その返戻金通知書など

〔譲渡所得または山林所得〕

土地や建物、山林などの資産を譲渡(売買、収用等)した場合は、その契約書や証明書など

〔配当所得〕

配当所得などの源泉徴収票や支払通知書など

3 所得控除の計算に必要なもの

〔医療費控除〕

本人または生計を一にする配偶者や親族のために支払った、医療費の領収書

〔社会保険料控除〕

国民年金保険料及び国民年金基金掛金などの控除証明書、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び農業者年金保険料などの領収書

〔生命保険料控除〕

生命保険契約などに基づいて支払った一般の生命保険料、個人年金保険契約などに基づいて支払った個人年金保険料、介護医療保険契約など

に基づいて支払った介護医療保険料の控除証明書

〔地震保険料控除〕

家屋や生活用資産などの保険を目的とした地震保険契約に基づき支払った保険料の控除証明書

〔障害者控除〕

本人または生計を一にする配偶者や親族の、心身に障害のある方を証明するもの(障害者手帳など)

4 その他

○非課税所得(遺族年金、障害者年金など)のみの方や所得がなかった方は、その旨を申告しなければ、健康保険税(料)などの軽減措置が受けられなくなります。

○所得税は、給与などの金額が2千万円以下である給与所得者で、年末調整を受けた給与所得以外の所得などが20万円以下である場合や、公的年金収入額が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合は、確定申告書の提出を要しないものとされていますが、住民税は、20万円以下のその他の所得についても給与所得・公的年金に係る雑所得と合わせて申告書を提出する必要があります。

○平成27年中にマイホームを取得した方で、住宅借入金等特別控除を受ける場合は、確定申告をする必要があります。

○所得及び所得控除の計算に必要なものが揃っていない場合は、申告をお受けできないことがありますので、ご注意ください。

問い合わせ

市役所税務課 ☎22・3148

計算例

●全量売電の場合

売電収入－必要経費＝雑所得

●余剰電力売電の場合

売電収入－
必要経費のうち60%(※)＝雑所得

※例えば年間1万kw発電し、うち6千kwを売電した場合、雑所得の計算上算入される必要経費は60%となります。

※電力会社の明細では、売電した6千kwの表示はありますが、年間総発電量の1万kwに相当する部分はわかりませんので、ご自宅のメーターなどによりあらかじめご確認ください。

太陽光発電設備の 売電収入に係る雑所得の申告

住宅などに設置した太陽光発電に係る売電収入は、税法上、雑所得等に該当するため、売上から必要経費(減価償却費、修繕費、保険料など)を差し引き、残額がある場合は確定申告または住民税申告が必要となります。

【申告に必要なもの】

①売上明細

②取得価額・設備に係る利子・設備に対する国庫補助金等の額・通信費・損害保険料・修繕費などがわかる書類

③電力の一部を売電している場合、経費を家庭用と売却用に按分計算する必要があるので、ご自宅のメーターなどで平成27年中の総発電量をご確認ください。

